

# 古文書三昧

古文書講座講義録シリーズ

vol.3

## 江戸城金蔵破り

一杉 勝

## はじめに

本書は、約十年前から続けている古文書講座の教材として使用した古文書原文と、その解説文、解説をタイトルづつまとめて小冊子にしたものです。

教材の内容は主として江戸時代ですが、一部、戦国時代および明治初期の事柄も含まれます。

原文は図書館、公文書館、博物館、史料館、大学図書館などから入手したものであり、原文掲載個所にその入手先、出典を記載しています。

ページ数を節約するために原文の編集を行い、「A4横」あるいは「A4縦」に収まるように調整しています。このため文字が大きすぎたり、小さすぎたりする事があつてはつた。

解説には慎重を期しましたが、第三者による校閲などを経っていません。誤字・脱字、あるいは解説間違いなどもあるかと思いますがご容赦下さい。

「」指摘点がありましたら、巻末の著者メールアドレスにお知らせいただければ幸いです。

もともとは講義録として作成したのですが、電子書籍の形に編集し直して、公開するにじなりました。これから古文書を学びたいとする方々、更に多くの古文書を読んで見たいという方々、古文書講座の教材を探している方々のために、少しでも参考になれば望外の喜びです。

著者 一杉 勝。

## 解説文の凡例

- 一、解説文は、原文をそのまま活字で置き換えたもので、漢文の読み下し文にある返り点（〽）や、一、一点をたいは省略している。
- 二、漢字は原則として常用漢字を用いているが、原文のくずし字が旧字をへびしたものであることを理解するために、解説文でも適宜旧字を使用している。
- 三、変体仮名は原則としてひらがなで直した。「𪛗」「𪛘」も原則「𪛗」「𪛘」としたが、一部、原文の雰囲気伝えるために「𪛗」「𪛘」とする事もあつた。
- 四、助詞の「者」「而」「は」それぞれ「は」「て」と表記したが、目的格助詞の「江」「上」「は」「を」は現代語の「へ」「上」「は」と表記した。
- 五、また、「𪛗」「𪛘」「𪛙」「𪛚」も「せ」「と」と表記している。
- 四、「𪛗」「𪛘」「𪛙」「𪛚」のそれぞれ「𪛗」「𪛘」「𪛙」「𪛚」と表記している。
- 五、原文に句読点がない（じゆが多い）が、解説文は読みやすへ、意味をわけるように、多めに句読点をいれていく。



解説文

史料1A

蓮池御金蔵盗賊一件

天保六年（一八三五）

一 未三月廿六日夕方より余程大雨也、此夜蓮池御金蔵にて、二番御蔵壁切崩、盗賊忍入、御金紛失の由

竪九寸、横七尺三寸八分

右御蔵壁土落し、竪横の竹を切候手際、何れ只者入候

仕業ならず、餘程見事に切抜候由、則御金壹朱金にて貳百

五十両盗取、夫より御塀を越、外へ出候様子に相見、御塀の内

杭木より細引綱に下り候歟の様に見へ候由、何者の所為せいとも

不相知、其夜の當番、夫々御不審相掛り、種々御糺も有

之由、且又一朱金通用も容易に不相成次第にて相過候所、四

月四日、蓮池御金蔵外南御櫓邊の御堀に浮死相見候に付、

其筋にて引上げ相改候処、年齢三十七、八と相見候男、髪型職

人等にも可有之哉、紺の半沓・足袋はき、盗取候御金にや、

下帯に百五十両巻込、百両は手拭に包致所持、御堀より下り

候節、細引綱相見、襷にかけ、尻をからげ候儘致水死

罷在候由、然る所、右の者出所更に相知れず、依て町奉行

所より御府内町々へ、人相書を以御尋の由、右は三月廿六日

暇出候歟、旅立候歟、出奔致候者歟、何れにも心當の上は早々

訴出候様にとの御觸の由、右御金紛失の翌日より、死骸出

候迄は、世上一朱金通用の儀に付ては、両替屋共其外、御吟

味有之候故、疑敷者被召捕候人別及千百八人の由、夫々

より金子御取上げ相成候一朱金、及四千三百両と也、扱又

切破候御蔵に入有之候御金、外の御蔵へ詰替に相成

候由、其数三千七百五十七箱と承る、五月に至候ても、盗

賊の出所未相知に付、今以死骸塩積（漬）にて有之由

天保五年

四月甲子内後田少の者石川見守持傷坂下少の甲馬札西の方の  
町人神岡北教えり書

差

一 内後田少の者石川見守持傷坂下少の甲馬札西の方の  
内は浮方少の男北教の傷是隨橋印の引金えんはり兼町人  
神岡年以三七八おん力に因て衣取本給辨世三  
後天長寺大社に奉進多助掛多我帯は懐中に少  
下等包合子五包を紙に包合し五包長二丈餘に細川結  
舟間巻紙に寺西院を過當以第一卷合中白紙和紙等  
裏に二月廿日と徳封附有しはたは紙切一切を  
いへん前々勝神主人石原印の印ありあり我の口  
書左記の物類而も水書りしはりり名印勝神主人  
口へ返りしはりり付外お給ひ書合給ひ

四月四日

中々月付  
長形半甲年  
物書活字年

右に甲北教第一卷合と女の裏括包に返りしはりり兼町人  
神岡年以三七八おん力に因て衣取本給辨世三  
後天長寺大社に奉進多助掛多我帯は懐中に少  
下等包合子五包を紙に包合し五包長二丈餘に細川結  
舟間巻紙に寺西院を過當以第一卷合中白紙和紙等  
裏に二月廿日と徳封附有しはたは紙切一切を  
いへん前々勝神主人石原印の印ありあり我の口  
書左記の物類而も水書りしはりり名印勝神主人  
口へ返りしはりり付外お給ひ書合給ひ

四月四日

四月廿  
佐橋市在馬

内は浮方少の男北教の傷是隨橋印の引金えんはり兼町人

一 天保六未四月甲朔内後田少の者石川見守持傷坂下少の甲馬札西の方の  
町人神岡北教えり書

坂下少の二文字れ西の方の馬札に浮死人骸体と書おん  
付念入書入附おんははりり

四月四日

内後田少の者

石川見守

石川見守

中々月付中

石川見守

史料1B 蓮池金蔵破り

天保六未

四月四日、内櫻田御門當番石川日向守持場、坂下御門外御堀へ浮有之候町人躰男死骸見分書

覚

一内櫻田御門當番石川日向守持場坂下御門外下馬札西の方御堀内に浮有之候男死骸、為揚、呉服橋御門外へ引出、見分仕候處、町人躰にて、年頃三七八に相見へ、身の内疵無之、衣類木綿紺豎嶋裕着、長さ六尺程の帯繩手助に掛、手拭帯に仕、懷中に木綿下帯に包金子五包、手拭に包金子五包、長さ二丈程の細引結付胴に巻、紙に寺西蔵太辻番次郎、一朱金式十五両、和田好右衛門裏に三月廿五日と認、封附有之候得共、水染にて紙少々切有之候、見出候腰掛番人石原卯之助へ様子相尋候、別紙の口書差出申候、物頭雨宮水右衛門にも承り候所、外腰掛番人申口の通りに御座候、此外相替候義無御座候、以上

御小人目付

四月四日

長瀬平四郎

狩野孫三郎

右の男死骸、并一朱金にて廿五両、拾包共追て御差圖有之候迄念入番人附置可申旨、石川日向守家来名川沢右衛門へ申渡す、書面の通御堀内に浮有之候死骸為揚、見分為致候所、町人の躰の男死骸并金子共町奉行へ相渡候様被仰渡候哉奉存候

四月四日

御目付

佐橋市左衛門

伺の通則及差圖候

一天保六未四月四日朝、内櫻田御門番中持場内堀内に浮死人骸体の者相見へ候旨申出、見分の上、左の御届書御徒目付當番所へ差出す

坂下御門外二字札西の方、御堀内に浮死人骸体の者相見に付、念入番人附置申候、此段御届申上候、以上

四月四日

内櫻田門當番

石川日向守内

名川沢右衛門

御當番

御徒目付中様

・上榎町



一 徳令御邊藏一併 封込候

去迄平上  
不連之下様迄

蓮池内全形並圖也

早中末各一  
三三  
三三  
三三

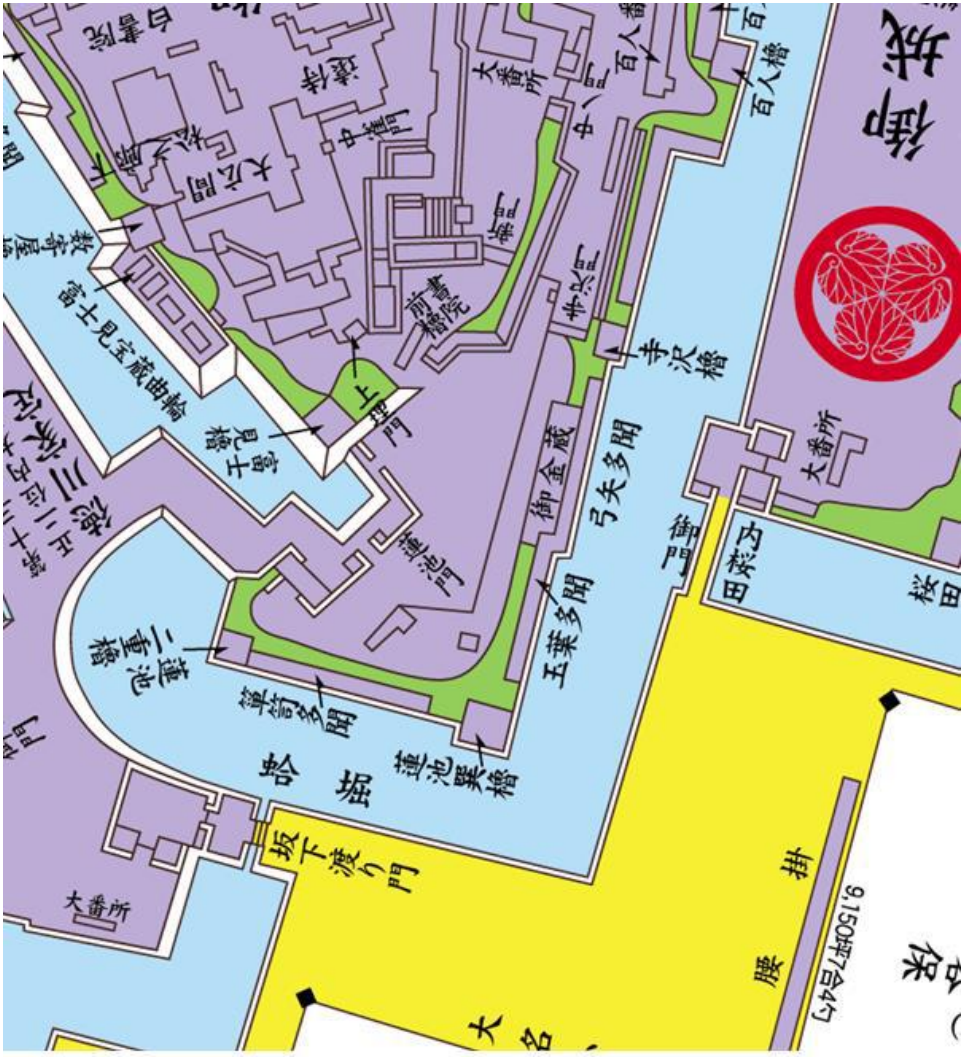
目録共返願  
御人少存居候  
有者ノ存居候

山下勝左衛門  
坂戸春吉

右様同方御寄付後宅村依平御寄付三合候事  
二月廿七日

右三日月廿六日夜蓮池内合藏候事切知事  
朱令七ノ御入申候事  
公口御寄付事

但石川様御寄付後宅人一方一合候事  
御寄付事



江戸城 蓮池近辺 拡大図

一 御金蔵盗賊一件封廻状

蓮池御金蔵同心

吉通尋の上	星野丈右衛門	五十一
召連人へ預遣	黒川龜五郎	三十二
	粕屋佐十郎	三十二

・上櫃町

日勤共病氣其外  
御人少に付、居残  
當番に付不罷出

山下勝兵衛  
城戸 養助

右於筒井伊賀守役宅、村瀬平四郎立合、伊賀守申渡之

三月廿七日

右は三月廿六日夜、蓮池御金蔵後の方切ぬき、盗賊忍入、壹  
朱金七百兩入御箱の内より貳百五十兩盗取申候付、當番の同  
心御吟味に相成候事

但前石川様御届の後、死人は右の盗賊と相見へ、二百五十  
兩付居候由



現在の蓮池矢倉近辺



○宝永九年一月一日より上杉町法皇御所為十年と  
百捕り始末したる也

上杉町法皇御所  
田舎殿少人使と  
少人月日えり勤り  
あけ居人

宝永九年  
乙二十九

團人書

己十九

己二十九

己十九

己十九

右取手弟の事を知り人... 男は在り処... 山持持土塚と云哉... 今花那口より... 大今渡と相あ亦忍入... 渡前全渡と航とわわ... ち巻空渡... 本と中口より... 渡前と名に在り... 二日夜山判... 出と土塚と... 今と... 渡前と名に在り

第一部 解読文

史料2A 奥御金蔵破り

○安政四巳年五月廿六日、上槇町清兵衛店藤十郎被  
召捕候始末書左の通

上槇町清兵衛店

田安殿小人使の者より

小人目付元相勤罷在候

当時浪人

藤岡藤十郎

巳三十九才

同人妻

なみ 巳十九才

養子

戸三郎 巳十四歳

なみ母

りよ 巳五十七歳

右藤十郎義、兼て知る人にて、御天守番被相勤候方到下  
男致居候処、富蔵と申ものと申合、去々卯正中  
北拮橋土塀を乗越、御城内へ忍入、御奥御  
金蔵外の口より錠前合鍵の形を写立帰、木にて  
右合鍵を拵、尚亦忍入、外口を明け、中口より  
錠前合鍵の形を取、外御締錠前の羽根を拵  
にて巻、空錠にいたし、如元よりいたし立帰、前同様  
木にて中口より合鍵を拵、同様忍入、猶亦御奥口  
錠前も前同様相（合）鍵拵、都合五度程忍入、三月十  
三日夜、小判式千両箱吉ッ盗取、富蔵吉人にて持  
出し、土塀を乗越、藤十郎は外に相待居、富蔵は御  
金蔵の御入り錠前覆掛りを失念致、帰り候て、猶

・上槇町



又吉人忍入、又候式千両箱言ッ盗取、是は藤十郎  
へ隠し、土中へ埋置、最初盗取候式千両を、富蔵  
義千両、藤十郎へ九百両配分いたし、跡にて  
盗取式千両は、富蔵吉人にて取候由、然る所、今  
般富蔵義、加賀國にて御召捕に相成、藤十郎義は、當  
月廿六日、両定廻り打込にて、同人宅へ踏込被召捕、且  
前書合鍵、木にて拵候義は、御場所柄物静にて、聊の  
音響き候間、木にて相鍵をやすりにて擦り合、口〆り  
をやすりにて擦り合、口〆りを明け候由、中の錠前、や  
すりにてすり合候義も同様、音響き無之様いたし  
右前書の始末御座候

丑五月

・上槓町

野州犬塚村無宿

名主新右衛門倅

入墨

富蔵

巳三十式

上槓町

生国都賀郡藤岡村

清兵衛店

百姓三郎右衛門倅

藤十郎

巳三十九

右のもの共の内、富蔵義は、先達て盗いたし、依科  
入墨敲に相成候身分にて、右入墨を消し紛、其上武  
家方へ中間勤中、御城内へ立入候義有之、  
奥御金蔵有之御場所は、北拵橋に当り候趣、及承  
候間、右御土蔵の御金可盗取の旨申出し、藤十郎同意  
いたし、両人申合、去々卯年二月四日以来、都合六度  
矢来御門柵・矢来を乗越、御石垣を傳ひ越、御門二  
ヶ所柵・矢来を乗越、御土蔵御錠前を紙へ写取参、  
藤十郎義合鍵を拵ひ、右を以御〆りを明け、終に  
同三月六日夜、両人御土蔵へ忍入、小判式千両式箱盗  
取、其餘式千両入式箱の内、銀子入言箱は盗出し候



俣にて捨置、元の場所より持出し、藤十郎は下に立、富蔵は細引を以御金箱を釣下げ、矢来御門を乗越逃去り、右金の内、千弍百六拾五両は富蔵受取、酒喰遊興雑用等に遣ひ捨、又は所持いたし、弍千七百三拾五両は藤十郎義配分受、右金子の内所々へ貸遣し、或は呉遣、又は山方立木買入代金其外諸拂、酒喰雑用等に遣捨、所持致、殊に藤十郎義は、追て御材木御用下納人に相成候積を以、右山方買入候に付、引合候者共信用の為に候迎、其筋の者へ品能申談じ、御用提灯等借受、宅入口へ飭置候段  
公儀を不恐仕方、兩人共重々不届至極に付、引廻しの上、於浅草磔行ふもの也

巳五月十三日

右は内藤紀伊守殿依御差圖、池田播磨守殿於御役所、御目付津田半三郎殿御立合被仰渡之

一前書藤十郎義は七、八年已前、其頃御代嶋田帯刀手代池田三七郎へ便り同人方にて三ヶ月計召遣、同様相勤罷在候、其後牛込富士馬場御小納戸新見八郎左衛門方にて中間奉公相勤罷在候、内職として毎夜おでん・かん酒等賣歩行同家暇に相成、其後寅年四月中、牛込岩戸町二丁目登三郎店へ引越、同人店同八月中迄罷在、其後神田佐久間町里左衛門店へ引越、同所より牛込御門内井上元七郎方へ引越、其後去々卯年十一月中、上榎町當時住宅へ引越申候

一 富蔵義は、八、九年已前、戸川播磨守へ召捕に相成、其後入墨御仕置請申候、其後牛込五軒町勇蔵寄子にて、御先手頭遠山遠江守中間致し、其後六ヶ年前子年、御天





守番の頭、近藤義八郎中間罷在、其後寅年三月の中  
牛込拂方町に住宅いたし、同年九月頃、同所榎町二八組  
と申御先手組屋敷木戸番人致居、其頃、當時妻を賞  
請、翌卯年三月十五日頃、世帯相仕廻、妻國元越中国海  
老口村へ罷越申候

一  
兩人懇意に相成候最初は、藤十郎おでん・かん酒賣歩行、  
牛込御門外邊に夜更迄罷在、富蔵義は近藤義八郎中間  
相勤罷在、尤近藤家侍は藤十郎懇意の者にて、右縁に  
て度々近藤家へ藤十郎罷越、其後より富蔵懇意に相成  
候趣御場所へ忍入候手續は富蔵より初發いたし候由、卯年  
三月六日夜兩人にて北桔橋より石垣を登り申候、尤藤十郎  
義は石垣際に罷在候、御城内へは参り不申、同夜八ツ半  
時に石垣上より二千両一箱づゝ綱にて下げ申候由、藤十郎義  
箱請取、清水御門稻荷社内に相待居候所、程立、富蔵参、  
其節申候には、北桔橋へ相廻り候所、殊の外足場宜候由  
相咄申候、右二箱は富蔵着し居り候襦袢に包、肩にかつぎ  
藤十郎義はぶら提灯を持、暁七ツ半時頃、田安御門を出  
申候、翌七日朝牛込御門外三河屋金兵衛方にて瓶言ッ相求、  
前書箱をこわし、小判右瓶へ入、藤十郎床下へ隠し  
置、富蔵より最初三百両相渡、其後貳百両相渡し又候六百  
両相渡し申候由、藤十郎申立候、加州金沢にて富蔵申  
立候には、四千両全く富蔵義は二千両隠し置、藤十郎  
へは不申聞候趣相聞申候  
右兩人申口前書通り

上榎町

清兵衛地借

藤岡藤十郎

右の者、野州都賀郡藤岡出生にて、五、六ヶ年以前、牛  
込辺裏店借受、夜商おでん・かん酒商いたし罷在候  
所、四ヶ年已前、田安殿小人明珠譲受、小十人相成、  
其後小人目付被申付相勤罷在候所、去辰年、養

・上榎町



子致暇相願、夫より作事方御用立の趣申触、上槇町居宅玄関へ御用高張差置、宅内に鎗・長刀掛置、近在山方より材木多く買出し、疑敷候間、當二月□廿六日被召捕、一ト通取調候処、野州無宿入墨富藏と申合、去々卯年三月夜中、御城内へ忍入、御金藏に有之金式千両盗取、配分の上、富藏義は、加州表へ罷越候旨申立候に付、内密取調候処、右近町の者には右の者、兼て近所にて不審に存居候者の由、御紋付杯着用罷在候て、三州出にて先祖従

東照宮拝領の品に候杯申居候旨、右元は加州に罷在候富藏にて、藤十郎義は、田安殿奉公中も貧窮故、夜分は内々夜裔いたし罷在候所、風と富藏に出合、同人申候は、我申に随ひ候得ば、一生安樂に暮候手段有之候間、一同に相成可申旨相答候所、富藏申候は、此事一度口外致候上は、承伏不致候はゞ、直に可及殺害と申聞候間、同意申度と相答候所、左候はゞ、先年御本丸炎上の節より、度々御城内へ出入致し、御金藏の様子委敷存居候間、貴様には跡に付参り、右金子運び呉候得ば宜敷旨申、合鍵を拵参り、合見候處、合不申候に付、又立帰拵直し参り、都合五度程忍入鍵を明け、御金箱開見候得ば、吉朱計に付、幾箱も開見、小判見當候間、小判を銘々着居候襦袢に包、北拵橋より持出、其砌、公儀より小判にて五両以上遣候者有之候は訴出候様、國々へ御觸有之、然る所、此義富藏、加州表にて船を拵候て、小判計三百両差出候に付、直に召捕候所、前条及白状候に付、飛脚到来、上槇町藤十郎も被召捕候趣に御座候

巳三月

先帝御存候  
百廿のち

上杉所法三郎左衛門  
藤原後平年事

大の火  
十九日

日人傳

戸三郎  
十五郎

大の火母

里  
大の火

堀内村百姓

八平七郎

あ  
い

先帝一あるに  
いふ一あるに  
いふ一あるに

市谷塩町三丁

伊三郎

藤原後平年事

一平七郎

はしつ原の所を藤原左衛門一平七郎の御死後又  
名をとりしとて平年事ありしが元々藤原の御時  
ゆへに藤原の御時一平七郎の御時

市谷塩町三丁

とて人

はしつ原の所を藤原左衛門一平七郎の御死後又

元成田町

藤原後平年事

海  
名

大の火

市谷印村代地

藤原後平年事

大工

高吉

はしつ原の所を藤原左衛門一平七郎の御死後又

市谷印村代地

藤原後平年事

大の火

市谷印村代地

藤原後平年事

はしつ原の所を藤原左衛門一平七郎の御死後又  
大の火とて平年事ありしが元々藤原の御時  
ゆへに藤原の御時一平七郎の御時

上槇町清兵衛店

藤岡藤十郎妻

先妻離縁致、當時此者

なみ

十九歳

同人倅

戸三郎

十五歳

右なみ母

里よ

五十九才

堀之内村百姓

八郎右衛門娘

此者一両日逗留

いたし居り候者ゆへ

あい

ゆるし

四ツ谷塩町三丁目

伊兵衛店

勝次郎事

一郎左衛門

此もの、飯田町にて搗米屋致居、父一郎左衛門病死後、父名前にて罷在候、籐十郎妻なみの兄にて御座候、其後転宅致し、材木買出し方致し候もの

右一郎左衛門妻

とみ

此者材木買出し等に籐十郎手元に相成候所へ参り候もの

元飯田町

甚兵衛店

梅吉

右同断

市谷本村代地

源兵衛店

大工 為吉

右のもの堀之内辺材木取寄候手續のもの

本町吉丁め

伊兵衛店

丈助

同人弟 半次郎

此者兩人、籐十郎金子貳百両借受、煙草屋店差出右の縁にて籐十郎地請仕候もの、右籐十郎所持金

・上槇町



山判八十五支、少限しりとの

上巻所、家と

急次弟

は光と山判百五支、少限しりとの

日向伊勢所

勝家所

徳政年

はこの義孝年、由男と名、あたは久姓、密と廻し  
し、多る白名、居合りとの

入量

富永、名、不知

早稲田所

定善人

三年、吉

はこの義孝年、書、密年、に、なる

牛の口、後、所、つ、か

密

三年、吉

はこの義孝年、三、組、本、書、に、あ、り、入、り、と、なる

小判八十両取隠し候もの

上槇町家主

亀次郎

此者義、小判百両取隠し候者

四ツ谷伊賀町

瀧蔵店

勝次郎

此もの義、藤十郎下男の故、妻なみ妹に密通し、右の節、當住居に居合候もの

入墨富蔵妻

名不知

早稲田町

定番人 平吉

此もの義は富蔵妻姉婿に御座候

牛込長源寺門前

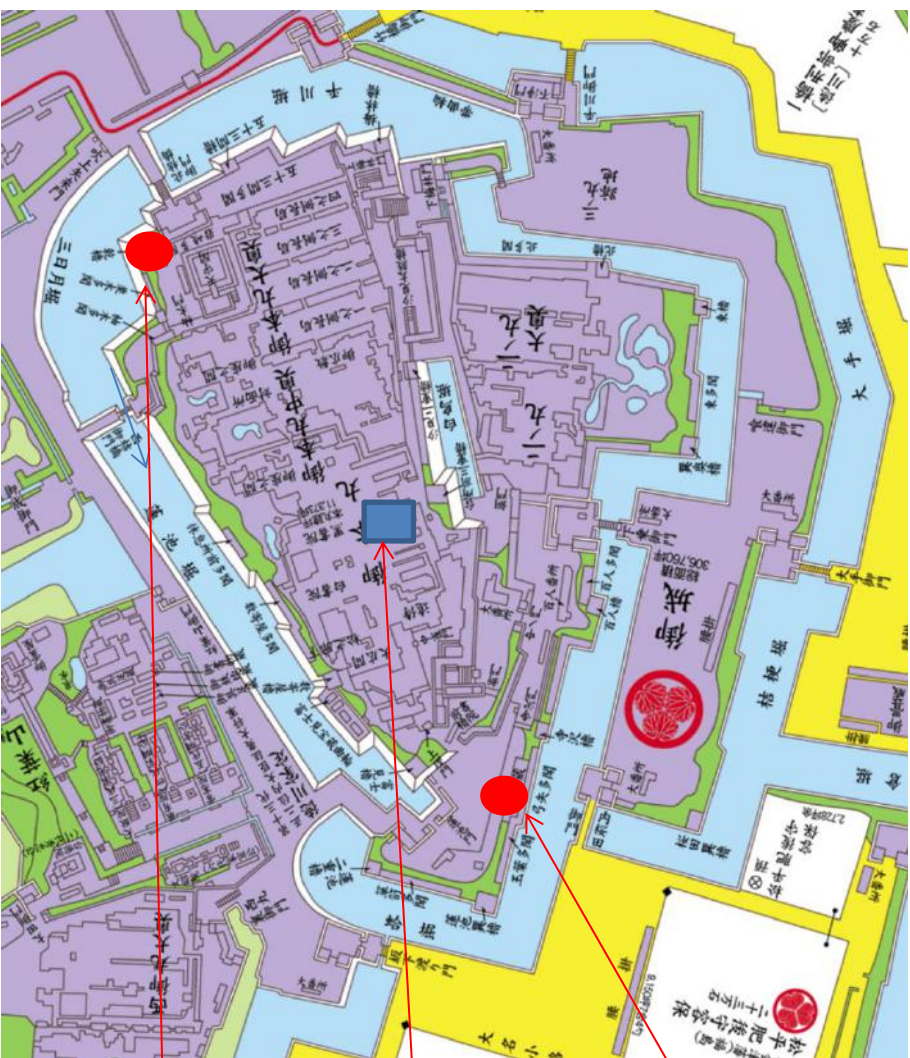
家主 多吉

此もの義は、富蔵二八組木戸番に相成候節、口入の者

・上槇町

## 江戸城金蔵破り 解説

江戸城本丸には金蔵が二つあった。天守閣近くの奥金蔵と蓮池門近くの「蓮池御金蔵」である。奥金蔵は、日常の金の出し入れに使うのではなく、非常用として約五十万両が保管されていたという。一組二十人の金蔵同心が交替で昼夜警備していた。一方、蓮池金蔵は金奉行が管理し、日常の金銀の出し入れをする金庫として、年間二百万両の出入があったという。



奥金蔵

勘定所

蓮池金蔵

江戸城本丸自体が堅牢な要塞であった上に、それぞれの金蔵には警衛がいて、警備は万全のように見えるが、これらの金蔵にも何回かの盗難事件があった。

今回取上げるのは、天保六年（一八三五）に起きた蓮池金蔵盗賊一件と、安政四年（一八五七）の奥金蔵破り事件（安政雑記）である。

史料A1によれば、蓮池金蔵破り事件の概要は次の通りである。

事件は、天保六年に起きた。三月二十六日夕方は大雨だった。その夜の内に、蓮池御金蔵の二番御蔵の壁に穴が明けられ、何者かが金蔵に忍び入った事が分かった。御蔵は、縦横の竹を組んだ上に土を塗り込んだ土壁だったが、この一ヶ所の壁が、縦九寸（二十七センチ）、横一尺三寸八分（約五十七センチ）程の穴が見事な手口で切り開かれていた。

金蔵の中を調べた所、一朱金にて二百五十両を盗まれた事がわかった。一朱は一両の十六分の一なので四千枚、文政一朱金の重量は一・三九グラムなので正味五・五六

キログラムである。



文政一朱金 表裏

1.1cmx1.1cm

重量 1.39g

賊は塀を越え、綱を使って堀へ下りて逃げたように思われた。奉行所は賊の行衛を追うと共に、翌日より市中の両替屋などで一朱金を使った者を取調べ、所持していた一朱金を取上げた。その人数は千八百人、取り上げた一朱金は四千三百両にのぼったという。

ところが、それから八日ほど経った四月四日朝、蓮池御金蔵の外の堀に浮いている死体が発見された。引上げて見た所、年は三十七、八、職人のような髪型で、持っていた下帯に百五十両を巻き込み、他に手拭に包んだ百両が見つかった。合計二百五十両、被害金額と一致する。

男は細紐を使って堀まで下りたが、堀を渡りきれず水死してしまったようだ。盗んだ一朱金の重量は五・五キロ程なので、逃げるのにそれほど差支える程ではない。何ともドジな話である。

奉行所は江戸中の町々へ人相書を張り出し、捜査したが、五月になっても、この誰かわからないまま、死骸を塩漬けにして保存している、とある。

史料A2には、堀に浮いていた男が持っていた金子の状況がより詳しく説明されているが、内二十五両は蓮池金蔵に保管されていた事を証明する他、蓮池金蔵の警衛にあたっていた同心が処分されている事が書かれている。犯人が特定出来なかったためか、その処罰は意外に軽く「預け」だった。あるいはその後、改めて処刑されているのかも知れないが、その史料は見当たらない。